

自治基本条例にかかる個別項目の検討 たたき台修正箇所

整理番号	検討項目(案)		資料頁	たたき台	
	大項目	中項目		修正前(配布資料記載分)	修正後
2	総則				
2-1		目的	P7-8	○ この条例は、本市における自治の基本的な理念と仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進と確立を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。	○ この条例は、本市における自治の基本的な理念と仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進と確立を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。
2-2		定義	P9-14	○ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市 地方自治体としての上越市をいう。 (2) 市民 次に掲げるものをいう。 ア 市の区域内に居住する個人 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市の区域内に存する学校に在学する個人 (3) 市長等 市長及び教育委員会その他の市の執行機関をいう。 (4) 市民参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。 (5) 協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、市政運営の社会的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。	○ この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市 <u>基礎自治体</u> としての上越市をいう。 (2) 市民 次に掲げるものをいう。 ア 市の区域内に居住する個人 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市の区域内に存する学校に在学する個人 (3) 市長等 市長及び教育委員会その他の市の執行機関をいう。 (4) 市民参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。 (5) 協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、市政運営の <u>公共的</u> な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。
2-4		自治の基本原則	P20-22	○ 市における自治は、前条に規定する自治の基本理念（以下「基本理念」という。）の実現に向け、次に掲げる事項を原則として推進するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。 (2) 市民参画の原則 市民参画の機会が保障されていること。 (3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。 (4) 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりの個性及び能力が十分に発揮できるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。	○ <u>市における自治</u> は、前条に規定する自治の基本理念（以下「基本理念」という。）の実現に向け、次に掲げる事項を原則として <u>自治を</u> 推進するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。 (2) 市民参画の原則 市民参画の機会が保障されていること。 (3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。 (4) 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等 <u>その他</u> それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりの個性及び能力が十分に発揮できるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。
5	市長等				
5-4		市長以外の執行機関の責務	P27-29	○ 市長以外の執行機関は、前条に定める権限に属する事務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。 ○ 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。	○ 市長以外の執行機関は、 <u>広く市民の意見を聴くとともに</u> 、前条に定める権限に属する事務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。 ○ 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。

整理番号	検討項目(案)		資料頁	たたき台	
	大項目	中項目		修正前(配布資料記載分)	修正後
6	市政運営				
6-1		基本原則	P33-34	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長等は、公平かつ公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。 ○ 市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、戦略的な施策展開を図るとともに、その実施に当たっては、執行機関相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長等は、<u>基本理念及び基本原則にのっとり</u>公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。 ○ 市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、<u>施策を戦略的に展開する</u>とともに、その実施に当たっては、<u>執行機関相互に</u>連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。
6-5		パブリックコメント	P35-37	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長等は、市の基本的な計画又は市の理念等を定める条例等を議会に提案し、又は決定しようとする場合には、当該計画又は政策の案を公表し、広く市民の意見を聴取する手続をとらなければならない。 ○ 市長等は、前項の規定により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。 ○ 前2項の手続等については、別に条例で定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長等は、市の基本的な計画又は<u>市の</u>理念等を定める条例等を議会に提案し、又は決定しようとする場合には、当該計画又は<u>条例等</u>の案を公表し、広く市民の意見を聴取する手続をとらなければならない。 ○ 市長等は、前項の<u>手続</u>により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、<u>提出されたその</u>意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。 ○ <u>第1項の手続及び前項の規定による公表</u>については、別に条例で定める。
6-16		危機管理	P51-54	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に的確に対応するための体制を整備しなければならない。 ○ 市長等は、災害等の発生時には、速やかな状況把握に努め、対策を講じると共に、市民及び関係機関等と連携し、必要な作業及び支援等を実施しなければならない。 ○ 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、その役割の大きさを認識し、相互に協力して災害等に対応しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある<u>事態(以下「災害等」という)</u>に的確に対応するための体制を整備しなければならない。 ○ 市長等は、災害等の発生時には、<u>速やかな状況把握に努め、対策を講じると共に、</u>市民及び関係機関等と連携し、<u>速やかな状況把握に努め、及び対策を講じ</u>なければならない。 ○ 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、<u>自らが果たすべき役割</u>を認識し、相互に協力して災害等に対応しなければならない。
7	都市内分権				
7-1		地域自治区	P52-60	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、市民が身近な地域の課題を主体的に捉え、自ら考え、決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。 ○ 市は、都市内分権を推進するため、市民にとって身近な地域を区域として、地域自治区を設置する。 ○ 市長は、地域自治区に地域協議会と事務所を置く。 ○ 市長は、地域協議会の構成員の選任にあたっては、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするを目的に、選任手続に準公選制を採用するものとする。 ○ 前2項に規定するものを除き、地域自治区の設置及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、市民が身近な地域の課題を主体的に捉え、自ら考え、<u>その解決に向けた方針</u>を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。 ○ 市は、<u>前項の仕組みとして</u>、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。 ○ 市長は、地域自治区に地域協議会<u>及び</u>事務所を置く。 ○ 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとする<u>ため、市民による投票を主体とした選任手続</u>を採用するものとする。 ○ 前3項に<u>定めるもののほか</u>、地域自治区の設置及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。

整理番号	検討項目(案)		資料頁	たたき台	
	大項目	中項目		修正前(配布資料記載分)	修正後
8	協働・参画				
8-1		協働	P61-64	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民、市議会及び市長等は、協働をして公共的課題の解決に当たるものとする。 ○ 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の原則及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解と信頼関係の下、協働を推進しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民、市議会及び市長等は、<u>協働をして</u>公共的課題の解決に当たり、<u>協働を推進する</u>ものとする。 ○ 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の<u>考え方</u>及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解<u>及び</u>信頼関係の<u>構築に努め</u>なければならない。
8-2		市民参画/市民公募	P65-66 / P67-70	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、制度の整備を進めるとともに、その方法等について分かりやすく周知し、市民の意識を高めるよう努めなければならない。 ○ 市長等は、市政運営に関わる重要な計画及び条例等を策定する目的で設置する審議会等には、市民から公募し、選任した委員等を原則含めるものとする。 ○ 市長等は、前項に規定する委員等の選任に当たっては、公平性と透明性を確保すると共に、委員構成の中立性の保持に努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、制度の整備<u>及び周知を図り、市民参画に関する</u>市民の意識を高めるよう努めなければならない。 ○ 市長等は、市の重要な計画<u>又は理念等を定める</u>条例等に関する審議会等には、市民から公募し、選任した委員等を原則含めるものとする。 ○ 市長等は、前項の規定による委員等の選任に当たっては、<u>手続の</u>透明性を確保する<u>よう</u>努めなければならない。
8-3		コミュニティ	P71-74	<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティとは、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、活動をする市民の団体をいう。 ○ 市民は、コミュニティへの参加を通じて、共助の精神を育み、共通の課題解決に向けて行動するよう努めるものとする。 ○ 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティとは、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、活動をする市民の団体をいう。 ○ 市民は、コミュニティ <u>(多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、活動をする市民の団体をいう。以下同じ。)</u>への参加を通じて、共助の精神を育み、<u>地域</u>の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。 ○ 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。
8-5		人材育成	P75-78	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長等は、市民と協働し、住民自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供すると共に、体系的な育成に努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長等は、市民と協働し、<u>住民</u>自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供すると<u>ともに</u>、体系的な育成に努めなければならない。
10	国・県及び他の地方自治体との関係				
10-1		国、新潟県等との政府間関係	P79-80	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、市民に最も身近な基礎自治体として、国及び新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な政府間関係を確立するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、市民に最も身近な<u>地方政府</u>として、国及び新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な<u>政府間</u>関係を確立するものとする。

整理番号	検討項目(案)		資料頁	たたき台	
	大項目	中項目		修正前(配布資料記載分)	修正後
11	最高規範性				
11-1		最高規範性	P85-88	<ul style="list-style-type: none"> ○ この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 ○ 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例を<u>遵守</u>しなければならない。 ○ 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。
12	改正等				
12-1		改正手続	P89-92	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、この条例の改正を提案しようとするとき（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の規定に基づく付議である場合を除く。）は、あらかじめ広く市民の声を聞き、この条例の趣旨を踏まえて必要な措置を講じなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、この条例の改正を提案しようとする<u>場合</u>（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の規定に基づく付議である場合を除く。）は、<u>この条例の趣旨を踏まえ</u>、あらかじめ広く市民の<u>意見を聴くために</u>必要な措置を講じなければならない。
12-2		条例の見直し	P93-98	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、5年ごとに、経済社会状況などの変化に照らして、この条例の内容を検証し、市民の意見を反映した見直しを行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、5年<u>毎</u>に、<u>この条例の内容を</u>経済社会<u>情勢</u>の変化に照らして、<u>この条例の内容を検証し、市民の意見を反映した見直し</u>なければならない。 ○ <u>市長は前項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。</u>